

# 税務判例検討：資本剰余金と利益剰余金の 双方を原資とする剰余金の配当 (東京高判令和元年5月29日)

執筆者： 弁護士 公認会計士 北村 導人  
          弁護士 岡本 高太郎

February 2020

## In brief

東京高裁は、2019年(平成31年)5月29日、内国法人が外国の子会社から受領した剰余金の配当(資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当)に係る法人税法上の取扱いを争点とした事案(以下「本件」といいます)につき、納税者勝訴の判断を下しました(以下「本件判決」といいます)。

本件は、東京地裁平成29年12月6日判決(以下「原判決」といいます)の控訴審であり、原判決も納税者勝訴の判決を下していました(原判決は、みなし配当の金額の計算を定める法人税法施行令(以下「法令」といいます)23条1項3号(現行の法人税法施行令(以下「現行法令」といいます)23条1項4号)の規定は、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合は、そのような計算結果となる限りにおいて法人税法(以下「法」といいます)24条1項3号(現行の法人税法(以下「現行法」といいます)の24条1項4号)の委任の範囲を逸脱した違法ものとして無効であるとして、結論として更正処分を取り消す旨の判断を下していました。この点につき、2018年10月に当法人が発行した[ニュースレター](#)をご参照ください)。

本件判決は、法24条1項3号の「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの・・・)」の意義につき、原判決とは異なる解釈(原則として、「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当・・・」をいう)を示した上で、「剰余金の配当」が同号の対象となるかどうかは、株主総会等の私法上の決議によって行われた個々の配当ごとに、その原資に応じて判断されるものとするとして、課税当局による更正処分を取り消す旨の判断を下しました。なお、付加的に、原判決において判断が示された、法令23条1項3号の規定が法24条1項3号の委任の範囲を逸脱した違法なものかという点についても判断を示しています。これらの判断は、今後の配当等の実務にも影響を与え得るものとして注目に値するため、本稿では、本件判決の紹介と若干の検討を行います。

## In detail

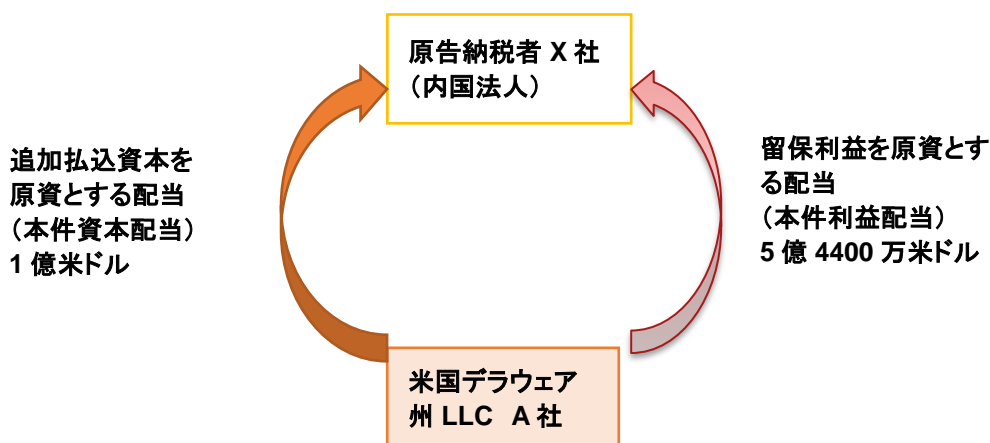
### 1. 事案の概要

本件の事案の概要は以下のとおりです。

本件において、内国法人 X 社は、平成24年11月にその外国の子会社(米国デラウェア州のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー(LLC))A社から受けた、資本剰余金と利益剰余金のそれぞれを原資とする剰余金の分配(以下「本件配当」といいます)計6億4400万米ドル(512億1088万円)につき、その原資に着目し、(i)留保利益を原資とする配当(以下「本件利益配当」といいます)5億4400万米ドル(432億5344万円)と、

(ii) 払込資本を原資とする配当(以下「**本件資本配当**」といいます)1 億米ドル(79 億 5100 万円)を下記のように処理しました。

- ① 留保利益(我が国における利益剰余金に相当)を原資とする配当(本件利益配当)432 億 5344 万円:その 5%に相当する約 21 億 6267 万円を控除した**約 410 億 9076 万円を益金不算入**
- ② 追加払込資本(我が国における資本剰余金に相当)を原資とする配当(本件資本配当)79 億 5100 万円:みなし配当とされる金額はない。X 社が有する A 社持分の帳簿価額(**約 208 億 6980 万円**)との**差額につき、有価証券譲渡損失として約 129 億 1880 万円を損金の額に算入**(法 61 条の 2 第 1 項)



これに対し、課税当局は、本件配当は、本件資本配当と本件利益配当の効力発生日を同日とするものであり、A 社の役員会及び A 社の唯一の社員である X 社が一つの同意書においてこれらを採用したものであるから、本件配当の全体が、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」(資本の払戻し)に該当するものであるとした上で、これに従って計算すると、みなし配当の金額は約 4 億 3294 万米ドル(約 344 億 2323 万円)であり、有価証券譲渡損失は約 40 億 8860 万円であるとして、かかる益金不算入過大額及び損金算入過大額を否認し、繰越連結欠損金額を約 149 億円から 69 億円に減額する旨の更正処分(以下「**本件更正処分**」といいます)を、平成 26 年 4 月に行いました。

本件は、X 社が、本件更正処分を不服として、その取消しを求めた事案です(平成 27 年 8 月に東京地方裁判所に訴訟提起をし、平成 29 年 12 月に X 社勝訴の判決がだされたため、被告である国が控訴しました)。

### (1) 本件配当に係る手続

A 社は、平成 24 年 11 月 12 日付けで、デラウェア州 LLC 法及び LLC 契約に基づき、A 社の唯一の社員である X 社との間で、以下の内容の同意書(以下「**本件同意書**」といいます)及びその添付書類である各決議書(以下「**本件各決議書**」といいます)を取り交わしています。

- ① 本件同意書: A 社及び X 社の代表者は、同意書に添付された各決議書について、効力発生日を平成 24 年 11 月 12 日として採択することに同意
- ② 決議書 A: A 社の複数子会社において配当により A 社に資金を還流させることを許可する権限を A 社に付与
- ③ 決議書 B: A 社に対し、発行する株式の額面金額を 1 米ドルから 0.5 米ドルに減額することで、資本金の額を減少させ、その減少額を追加払込資本に振り替える権限を付与
- ④ 決議書 C: A 社に対し、**追加払込資本の払戻し(本件資本配当)**として、X 社に対して **1 億米ドルの分配**を行う権限を付与
- ⑤ 決議書 D: A 社に対し、**留保利益から原告に対して 5 億 4400 万米ドルの分配(本件利益配当)**を行う権限を付与

## (2) 本件配当に係る A 社の会計処理等

A 社は、平成 24 年 11 月に、追加払込資本(Additional Paid In Capital)1 億米ドル及び留保利益(Retained Earnings)5 億 4400 万米ドルをそれぞれ減少させる会計処理を行っており、それぞれ X 社に対する送金手続が行われています(ここで追加払込資本は我が国における資本剰余金に、留保利益は我が国における利益剰余金に相当するものとされています)。なお、A 社から X 社に対する本件配当がなされる前に、A 社は、その子会社である S 社から、6 億 4400 万米ドルの資金を受領しているところ、当該資金移動につき、S 社では、同額につき留保利益(Retained Earnings)を減少させる会計処理が行われ、A 社では、同額につき配当収入(Dividend Income)を増加させる会計処理が行われていました。

## 2. 東京高裁の判断

東京高裁は、まず、本件配当の原資について、A 社及び S 社の会計処理並びに資金移動に係る事実その他弁論の全趣旨から、①S 社から A 社への 6 億 4400 万米ドルの資金移動は、S 社の事業等からの利益の配当としてされたものであること、②A 社は、S 社から受けた 6 億 4400 万米ドルを A 社の利益剰余金に受け入れたこと、③平成 24 年 11 月に X 社に対してなされた配当 5 億 4400 万米ドルは、S 社の利益剰余金から支出されたこと、及び④本件資本配当が A 社の追加払込資本(資本剰余金に相当する)を原資としてされたことを、それぞれ認定しています。その上で以下の各争点に関する判断をしています。

### (1) 争点 1: 法 24 条 1 項 3 号所定の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。))」の意義等について

裁判所は、この点について、以下のとおり判示しました。

法人税法は、同法に定める「資本金等の額」の定義(株主等から拠出を受けた金額)及び「利益積立金額」の定義(法人の所得の金額で留保している金額)等が示すとおり、「株主等が拠出した部分(以下「**株主拠出部分**」という。))と法人が稼得した利益(以下「**法人稼得利益**」という。))とを峻別することを基本原則とし、法人税もこの基本原則にのっとって課すこととしているものと解され…法人税の各規定の解釈においては、上記基本原則を踏まえる必要があるというべきである。」

平成 17 年の会社法の制定内容を踏まえて、「平成 18 年度税制改正において、法 23 条 1 項 1 号及び法 24 条 1 項 3 号は、株主拠出部分と法人稼得利益を峻別する基本原則にのっとって、払戻しの原資に着目して、①『剰余金の配当(…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。)]を法 23 条 1 項 1 号の対象とし、②資本の払戻しの一態様である『剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)]を法 24 条 1 項 3 号の対象としてそれぞれ規律することとしたものと解される。」

法 24 条 1 項 3 号は、「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」と定められているところ、「資本剰余金」の意義については、会社法等におけるのと別異に解すべきことを示すべき規定はなく、「もの」とは「剰余金の配当」を意味する。「…に伴う」は、「後者が前者と同時に生ずる場合、前者の変化等に応じて後者も変化等をする場合、あるいは前者が後者の契機となっているような場合に用いられるものと解される」。かかる「…に伴うもの」の用法を踏まえ、法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号は、配当の原資に着目し、会社法上の概念を前提として、株主拠出部分と法人稼得利益とを峻別する仕組みの一つとして改正されたものと解されることを併せ考慮すると、法 24 条 1 項 3 号の「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…)」とは、「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当…」をいうものと解するのが文理上自然であると考えられる。(太字・下線は筆者らによる。以下同じ。)

その上で、「剰余金の配当」が、法 24 条 1 項 3 号「の対象となるかどうかは、会社法等の規定に従って株主総会等の決議によって行われた個々の配当ごとに、その原資に応じて判断されるところが自然な帰結であると解される。」

もっとも、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合について、別個の配当が行われたものとして原資に応じて法 24 条 1 項 3 号及び法 23 条 1 項 1 号をそれぞれ適用するとすると、いずれの配当が先に行われたかが問題」となり得る。それ故、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、配当の先後関係によって課税関係に差異が生ずるようなときには、例外的に、これを法 24 条 1 項 3 号の「資本の払戻し」として整理し、…このような配当は、法 24 条 1 項 3 号の規律に服するとすることは合理性があると考えられる。」

なお、国は、「剰余金の配当」については、その全体が資本と利益とが混合したものであるとして、原則として、その全額を「資本の払戻し」と整理し、これに法 24 条 1 項 3 号を適用した上で、法令 23 条 1 項 3 号によりみなし配当の金額を計算することとし、例外的に、剰余金の配当の原資が利益剰余金のみであることが明らかな剰余金の配当のみが法 23 条 1 項 1 号の「剰余金の配当」に当たると主張しましたが、裁判所は、「一般的に利益剰余金を原資とする配当を資本剰余金を原資とする配当と取り扱うことは、会社法の概念に依拠しつつ株主拠出部分と法人稼得利益との峻別を図った平成 18 年度税制改正が想定するところを超え、かえって、株主拠出部分と法人稼得利益とを混交するおそれがある」として、排斥しています。

## (2) 争点 2: 本件資本配当と本件利益配当とは別個独立のものか、又は 1 個のものか

裁判所は、上記に示したところから、「本件資本配当に法 24 条 1 項 3 号が、本件利益配当には法 23 条 1 項 1 号がそれぞれ適用されることになり、…(当該争点)について判断することを要しないと解されるが、事案の内容及び本件の経緯に鑑みて、念のため」判断するとして、続けて、本件資本配当と本件利益配当が単一のものか否かについて、以下のような判示をしました。

「本件資本配当に係る本件決議書 C と本件利益配当に係る本件決議書 D とは別個のものである以上、被控訴人が A 社の一人株主であり、本件同意書によって両決議書記載の決議がされたとしても、私法上は別個の決議がされたと評価されるものである。…A 社に係る LLC 契約 5.4 条が、本件配当を含む分配は、『役員会が決定した時期及び総額において社員に対して行うものとする』と規定していること…に鑑みると、本件資本配当に係る決議及び本件利益配当に係る決議は、別個のものとして順次、かつ、各配当の承認のほか、これらを実行することを含むものであったと認められる。

なお、国は、仮に、本件配当が複数の決議に基づいて実行されたものであったとしても、本件配当に係る決議日及び効力発生日の同一性等から、法人税法上は、同時に行われたものであると主張しましたが、裁判所は、「本件資本配当は A 社において減少させた資本を原資とするものであり、本件利益配当は同社の留保利益を原資とするものであることが明らかであるというべきであって、…決議日及び効力発生日の同一性等の事情は、…本件利益配当及び本件資本配当の各性質を変じさせて単一のものとして取り扱うことが許容される基礎を創出するものではないと解するのが相当である。」として、排斥しています。

## (3) 争点 3: 施行令 23 条 1 項 3 号は法 24 条 3 項の委任の範囲を超えない適法なものか

裁判所は、「本件の経緯に鑑みて、念のため、仮に、本件配当全体について法 24 条 1 項 3 号が適用されると解した場合には、施行令 23 条 1 項 3 号が法 24 条 3 項による委任の範囲を逸脱するものであるかについて検討する」として、この点については、「本件配当のうち本件利益配当の原資が留保利益(利益剰余金)であるにもかかわらず、これに資本配当として課税がされることとなるため、このような場合には、法令 23 条 1 項 3 号の定め適用に当たり、「当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効」となる旨判示している。

## 3. 検討

### (1) 法 24 条 1 項 3 号所定の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」の意義等について

本件では、まず、法 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)にいう「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」の意義が争点となりました。

原判決は、この点につき、「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」は、①資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当と、②資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当の双方を意味するものと判示していました。

これに対して、本件判決は、法 24 条 1 項 3 号の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うもの…))とは、①「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当」を意味し、したがって、同号は、資本剰余金を原資とする配当について適用され、②例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるものについては、これを「資本の払戻し」と整理し、同配当は同号の規律に服すると解するのが相当であるとしています。

平成 18 年度税制改正当時の税制改正に関する立案担当官の解説では、「今後は、手続きではなく払戻し原資に着目することとし、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には利益部分の払戻し(法法 23①の配当等)と、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合にはそれ以外の払戻し(資本部分と利益部分の払戻し(法法 24①三のみなし配当))と規律することとしたものです。」<sup>1</sup>[下線筆者]と説明されており、原判決は、一見、当該説明と整合するよう思われましたが、本件判決は、更に、株主拠出部部分と法人稼得利益との明確な区分という基本原則を重視し、法 24 条 1 項 3 号の規定の文言解釈や平成 18 年度税制改正の趣旨等を踏まえて、上記のとおり、原判決の解釈とは異なる解釈を示しています。

もともと、原判決の解釈及び本件判決の解釈において、いずれも利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当は、法 23 条 1 項 1 号が適用されることは明らかですが、例えば、以下のような具体的な場面を想定すると、それぞれの解釈において、どのような範囲で法 24 条 1 項 3 号が適用されるのか、依然不明確な点があります。

- (a) 資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当を、同日に別個の議案による決議により行うとした場合(両者の先後関係が明確とされている場合)
- (b) 資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当を、同日に別個の議案による決議により行うとした場合(両者の先後関係が明確とされていない場合)
- (c) 資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当を、同一の議案による決議により行うとした場合(両者の先後関係が明確とされている場合)
- (d) 資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当を、同一の議案による決議により行うとした場合(両者の先後関係が明確とされていない場合)

即ち、原判決の解釈を前提にした場合、これらのケースが、「資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当」に含まれると解されるのかという点につき、「双方を原資」をいかなる基準で判断するかによりその適用範囲は異なるように思われます。これに対し、本件判決の解釈<sup>2</sup>を前提とした場合、(a)のケースはその原資ごとに法 23 条 1 項 1 号と 24 条 1 項 3 号(現行法 24 条 1 項 4 号)が適用されることは比較的明らかになったと考えられますが、(b)のケースのように、別個の議案による決議はなされているものの、必ずしも先後関係が明確でなく、いずれを先に計算するかにより課税関係に差異が生じる場合はどう取り扱うか(別個の決議に基づく異なる原資による配当である以上、それぞれの規定が適用されるものとした上で、計算上の先後関係は問わないものと解するか、単純に議案の番号付けのみに依拠してその先後関係を判断するか等、議論の余地があるように思われます)、(c)のケースにおいて、同一の議案による決議ではあるものの、その議案の中で、原資の充当順序を明記した場合は、「双方を同時に減少」したことはならず、原資ごとに法 23 条 1 項 1 号と 24 条 1 項 3 号が適用されるのか等、依然として具体的な適用に当たり不明確な点があると考えられます。

上記の点を踏まえると、実務において、資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当が近接する時期に行われる場合は、我が国の課税上の取扱いの明確化の観点から、本件判決における事実認定でも参照された会計処理等も去ることながら、これらの配当に係る決議を別個のものとする、及びこれらの配当の先後関係を明確にすること等に留意することが考えられます。

## (2) その他の論点について

### ア 本件資本配当と本件利益配当は別個独立のものか、又は 1 個のものか

本件においては、本件利益配当と本件資本配当が、私法上、別個のものか、単一のものかという点が争点となりました。裁判所は、本件利益配当と本件資本配当は、たとえ一つの同意書によって決議された

<sup>1</sup>『平成 18 年版 改正税法のすべて』(大蔵財務協会、2006)262 頁。

<sup>2</sup> なお、本件判決では、国の主張を排斥する理由として、「控訴人[筆者注:国]が、本件資本配当と本件利益配当とを別個のものとするのが租税公平主義や法人税の適正な課税に反するのであれば、租税回避行為(法 132 条 1 項等)を理由とする課税が検討されるべきものと考えられ」旨言及されており、実際にかかる課税をするための論理が成り立ち得るかは別として、念のためかかる検討がなされる可能性があるという点については留意しておく必要があると考えられます。

いっても、決議書自体が別個のものである以上、私法上別個の決議がされたと評価される旨指摘した上で、LLC 契約上の規定により、本件配当を含む分配は、「役員会が決定した時期及び総額において社員に対して行うものとする」と規定されていること等から、本件資本配当に係る決議及び本件利益配当に係る決議は、別個のものとして順次、かつ、各配当の承認のほか、これらを実行することを含むものであったと認められる旨判示しています。実務においては、かかる判示も踏まえて、議案の設定、決議の在り方、契約上の規定との関係なども留意する必要があるものと考えられます。

なお、この結論に至る中で、本件判決では、国が、「剰余金の配当が同時(一体的)に行われたものであるか否かのメルクマールとして、決議日及び効力発生日の同一性を挙げるが、それが資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当との同一性の有無を判断する基準として機能するのは疑問を差し挟む余地があると考えられる。例えば、控訴人[国](筆者注)の主張によると、各決議日は同一であるが、効力発生日が連続した2日であった場合や各決議が連続した2日間に行われたが、効力発生日が同一であった場合には、両配当は同時(一体的)に行われたものではないことになりそうであるが、これらの場合が、各決議日及び効力発生日が同一であった場合とどの程度実質的な差異があるのかは疑問であり、恣意的な課税関係の防止、公平な課税の確保といったことが控訴人の主張するメルクマールを適用することによって達成されるといえるのかは必ずしも明らかではない」旨述べています。資本剰余金を原資とする配当と利益剰余金を原資とする配当に係る各決議が、同一日であるか否かは、形式的な違いでしかないというのは合理的であると考えられます。もっとも、そうであるとすると、本件判決が例外として法24条1項3号が適用されるとしている、「資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少」する場合とはいかなる場合が該当し得るのか、という点は依然として不明確であり、同一決議の場合のみが想定されているのか、同一決議においても原資の充当順序がつけられている場合はどうか等の疑問点が残ります。

#### イ 法令23条1項3号(現行法令23条1項4号)の適法性について

原判決では、裁判所は、①法23条1項が支払法人の段階で課税済みの利益の配当について、これを受ける法人に重複して法人税を課す、つまり二重課税を避けるために利益剰余金を原資とする配当について益金不算入としていること、②法24条1項の規定が、同様に二重課税を避けるために、法人の資本の払戻しの中に含まれる利益の配当と考えられる部分について、みなし配当として益金不算入しているという趣旨から、利益剰余金を原資とする剰余金の配当額が、「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれて、有価証券の譲渡に係る対価の額として法人税課税がなされることを想定していないとして、政令で定める「株式又は出資に対応する部分の金額」の計算の方法に従って計算した結果、「利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が上記『株式又は出資に対応する部分の金額』に含まれることとなる場合には当該政令の定めは、そのような計算結果となる限りにおいて同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると解するのが相当である」と判示しました。

本件判決でも、原判決の判断は維持されましたが、以下では、法令23条1項3号(現行法令23条1項4号)の基本的な計算構造及び本件における事実関係の下での計算結果を確認することとします。

法令23条1項3号(現行法令23条1項4号)は、「株式又は出資に対応する部分の金額」について、以下の式により計算されるものと定めています。

$$\text{① 株式又は出資に対応する部分の金額} = \text{② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等} \times \frac{\text{③ 内国法人が当該直前に有していた払戻法人の当該払戻し等に係る株式の数}}{\text{④ 払戻法人の当該払戻し等に係る株式の総数}}$$

本件の場合、X社は払戻法人であるA社の株式の全部を保有しているため、③/④の値は1となるため、②の値が問題となります。そして、②の値は以下により計算されます。

$$\text{② 払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等} = \text{⑤ 直前の資本金等の額} \times \frac{\text{⑥ 減少した資本剰余金の額}}{\text{⑦ 簿価純資産価額}}$$

※ ただし、⑥／⑦の値が1を超える場合には、この値は1として取り扱われます。

そして、上記表の⑤、⑥、⑦の値は本件では以下の通りとなっています。

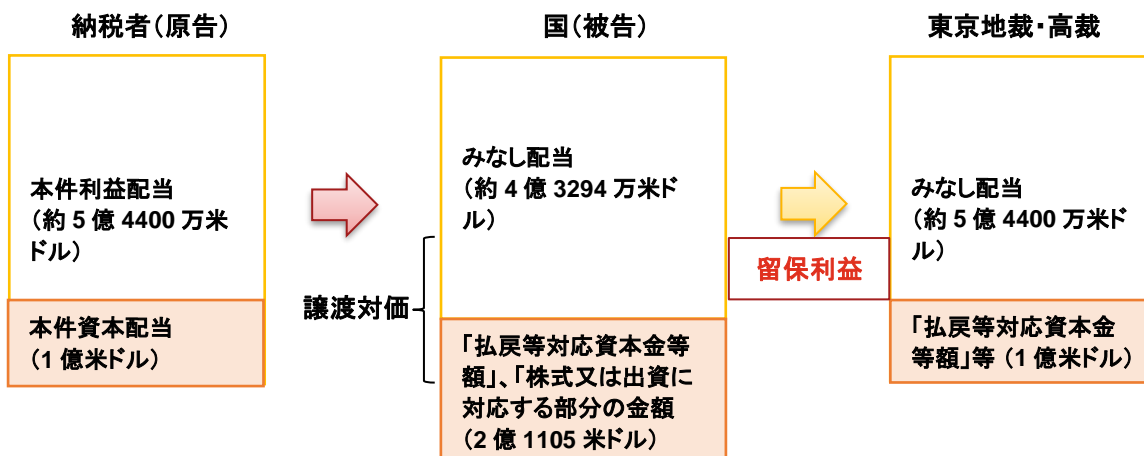
⑤	直前の資本金等の額	約 2 億 1105 万米ドル
⑥	資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	1 億米ドル
⑦	払戻法人の簿価純資産価額	約 9768 万米ドル

その結果、「株式又は出資に対応する部分の金額」は、直前の資本金等の額と同額の約 2 億 1105 万米ドルとなることから、みなし配当の額は本件配当の総額である 6 億 4400 万米ドルから「株式又は出資に対応する部分の金額」(約 2 億 1105 万米ドル)を控除した額である約 4 億 3294 万米ドル(当時のレートでの円換算額約 344 億 2323 万円)となり、原告が実際に計上した受取配当金の額(432 億 5344 万円)よりも 1 億 1105 万米ドル(約 88 億円)少ない金額となります。

また、「剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)」がなされた場合には、税務上は資本の払戻しがあったものとして、保有株式の譲渡損益を認識することになります(法 61 条の 2 第 1 項、18 項)。この場合、有価証券の譲渡に係る対価は、当該配当により交付された金額又は資産の時価からみなし配当の額を控除した金額が譲渡対価として扱われる(法 61 条の 2 第 1 項 1 号)ため、上記アで述べたみなし配当の減額分 1 億 1105 万米ドル(約 88 億円)につき、譲渡対価の額が増額します。

この点、資本剰余金を原資とする配当の額は 1 億米ドルであるにも拘らず、譲渡対価として取り扱われる金額は、直前の資本金等の額に相当する 2 億 1105 万米ドルとなり、本件においては、法令 23 条 1 項 3 号(現行法令同項 4 号)をそのまま適用すると、この差額の 1 億 1105 万米ドル分だけ、有価証券譲渡損失として認識される額が減額されることとなります。しかしながら、この 1 億 1105 万米ドルの部分は、払込資本を原資とするものではなく、留保利益を原資とするものです。

本件判決は、「法人税法には株主拋出部分と法人稼得利益とを峻別する基本原則があるにもかかわらず、法 24 条 1 項 3 号が利益剰余金を原資とする部分についても、資本部分の払戻しの額として取り扱うこととしたとまでは解されない」として、利益剰余金を原資とする部分の剰余金の配当の額が、「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれることとなる場合には、そのような計算結果となる限りにおいて、法律の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるとした原審の判断を維持しました。



なお、簿価純資産額が資本金等の額よりも少額である場合、(税務上の)「利益積立金」はマイナスであり、かかる「利益剰余金」を原資とする剰余金の配当は配当を支払う法人の所在地国において課税されているのか(言い換えれば、二重課税排除という趣旨が妥当なのか)という指摘も存するところですが、この点について、本件判決は、「利益剰余金のみを原資とする配当については、法 23 条 1 項 1 号が適用されるどころ、その場合には、…利益積立金がマイナスであるか否かは同号適用の要件とはされていないと解されず…法人税法は、利益剰余金が課税済みの利益のみで構成されていない場合に、これを原資とする配当の取扱いを別異のものとするとは解されない。」と判示している点も、今後の実務において参考となるところです。

#### 4. 最後に

本件判決は、資本剰余金及び利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当に係る我が国の税法上の取扱いについて、法 24 条 1 項 3 号所定の「資本の払戻し(剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。)…」の意義を明確にした上で、適用されるべき配当の単位について示唆を与え、更には法令 24 条 1 項 3 号の適法性について判示したものであり、実務において、外国子会社等からの資金還流を行うケース等において検討又は考慮すべき重要な判決であると考えられます。

なお、本件判決で争点とされた法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 3 号並びに法令 23 条 1 項 3 号の各規定の解釈・適用に係る問題は、現行法 23 条 1 項 1 号及び 24 条 1 項 4 号並びに現行法令 23 条 1 項 4 号の規定においても同様に当てはまるものと考えられますので、本件判決の各判示は現行法の規定の適用・解釈において参照されるべきものと考えられます。

最後に、本件判決は、国により上告受理申立てが行われておりますので、その帰趨にも注目しておくべきと考えられます。



---

## Let's talk

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: [pwciapan.legal@jp.pwclegal.com](mailto:pwciapan.legal@jp.pwclegal.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローヤー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3,600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

### パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

弁護士

岡本 高太郎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2020 PwC 弁護士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 弁護士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。